

島根県 浜田市

浜田那賀方式 自治区制度

(資料 Ver.12)

はじめに

～次期「自治区制度」に向けて～

浜田市では、平成 17 年 10 月の市町村合併に際し、「浜田那賀方式自治区」制度を導入してまちづくりを進めています。

この制度は、旧市町村ごとに「自治区」を置き、地域住民の意見を反映しながら、それぞれの地域において特色ある「地域の個性を活かしたまちづくり」が継続して実

施できる仕組みとして制度化したもので、“当面 10 年間”の制度となっています。

このため、平成 27 年 3 月を目途に次期「自治区制度」の方針決定に向けて取り組んでいますので、制度の内容とこれまでの取組について考えてみましょう。

1 浜田那賀方式自治区制度とは？

(1) 自治区制度創設の背景

市町村合併に際して、次のような合併に対する住民の声がありました。

このため、地域住民の不安を払拭し、また住民自治を促進するため、旧市町村の独自施策を継承できる仕組みとして、自治区制度を“当面 10 年間”（平成 17 年～平成 27 年）導入することとなりました。

① 合併に対する住民の声

- 地域の特性や伝統、また地域コミュニティがどうなるのか。
- 住民の意見が行政に反映されなくなるのではないか。
- 市部中心の施策になり、旧町村の独自施策ができなくなるのではないか。

② 住民自治の促進

- 住民自治の考えを基本とし、新たな住民自治組織となる「地区まちづくり推進委員会」の取組を促進する。

(2) 基本的な考え

自治区では、地域のことは地域で解決し、安心を提供するとともに、地域住民の声を反映した「地域の個性を活かしたまちづくり」で、きめ細やかなまちづくりを推進し、地域の不安を払拭しつつ、「一体的なまちづくり」によって本市の連帯感を深めることを基本的な考えとしています。

2 浜田那賀方式自治区制度の4つの特徴

(1) 自治区長

- 【身分】 地方自治法第161条第2項の規定に基づく副市長
- 【人数】 各自治区1名（計5名）
- 【任期】 4年
- 【役割】 自治区事業の執行や政治的レベルの調整を図る。
- 【選任】 地域協議会の推薦を尊重し、市長が選任する。



(2) 地域協議会

- 【設置】 附属機関（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく）として、各自治区に地域協議会を設置する。
- 【役割】 市長の諮問に応じ、当該自治区に係る次の事項について審議・答申する。

- ① 新市まちづくり計画の執行状況に関する事項
- ② 重要施策、自治区事業に関する事項
- ③ 自治区長（浜田自治区長を除く。）の推薦に関する事項
- ④ その他市長が必要と認める事項

- 【委員】 各自治区15人以内
- 【任期】 2年（4月1日～翌々年3月31日）
- 【選任】 当該自治区の住民自治組織（自治会や町内会、地区まちづくり推進委員会等）が推薦した者を市長が選任する。

(3) 自治区の事務所（本庁・支所体制）

自治区の事務所として本庁・各支所に職員を配置し、自治区事業が実施できる体制をとっています。

■自治区の事務所、地域協議会委員数

（平成26年4月1日現在）

自治区	自治区の事務所	地域協議会担当課	地域協議会	
			委員数	平成25年度 会議開催回数
浜田自治区	本庁	地域振興課（電話 25-9201）	15名	4回
金城自治区	金城支所	自治振興課（電話 42-1234）	15名	4回
旭自治区	旭支所	自治振興課（電話 45-1433）	15名	5回
弥栄自治区	弥栄支所	自治振興課（電話 48-2111）	15名	7回
三隅自治区	三隅支所	自治振興課（電話 32-2801）	15名	5回

(4) 自治区予算（地域振興基金、投資的経費配分枠）

自治区事業が実施できるように、各自治区に「地域振興基金」を設け、また「投資的経費配分枠」により、予算を確保しています。

（「自治区予算の仕組み」は、次頁をご覧ください。）

3 自治区予算の仕組み

(1) 自治区予算

自治区予算は、各自治区の個性あるまちづくりを推進するために設けており、「地域振興基金」と「投資的経費配分枠」による2本立ての予算をルール化し、自治区事業が実施できる仕組みを確保しています。

地域振興基金

【経緯】 各自治区の独自事業が継続できるように、旧市町村の基金を原資として設置したものです。

【用途】 自治区事業のうち、主にソフト事業（補助事業など）に充てます。

【残高】 旧市町村の基金を原資としているため、下の表のとおり自治区ごとに異なります。

投資的経費配分枠

【経緯】 旧市町村の投資的経費を基にルール化し、自治区ごとに配分枠を定めたものです。

【用途】 自治区事業のうち、主に道路や橋梁等のハード事業（投資的経費）に充てます。

【予算額】 配分される予算は、旧市町村の投資的経費を基にしているため、自治区ごとに異なります。ただし、投資的経費配分枠を超えて自治区事業を実施する場合は、地域振興基金を充てる場合があります。

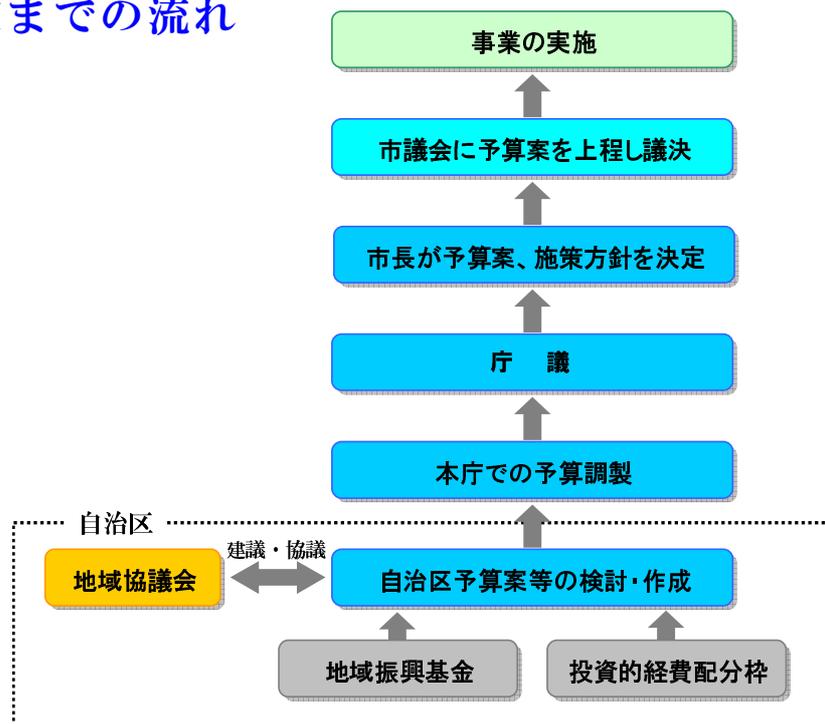
■地域振興基金の残高

(単位：千円)

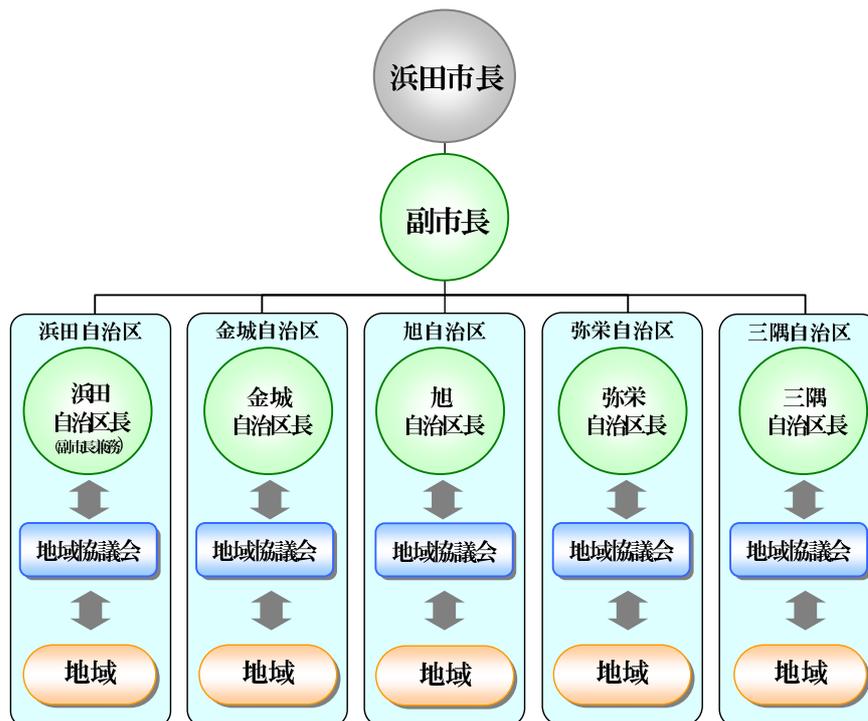
	浜田自治区	金城自治区	旭自治区	弥栄自治区	三隅自治区	合計
平成24年度末	459,595	332,747	1,208,893	1,138,133	939,813	4,079,181
平成17年度末	159,066	892,296	1,869,763	1,872,649	2,054,420	6,848,194
増減	300,529	▲559,549	▲660,870	▲734,516	▲1,114,607	▲2,769,013

※「平成24年度末」は、「浜田地区ふるさと市町村圏振興基金」の取り崩しに伴う積立(664,368千円)を含んだ基金残高です。

(2) 自治区予算決定までの流れ (イメージ)



4 浜田那賀方式自治区制度のイメージ



5 各自治区の現状

(1) 人口 (住民基本台帳)

自治区	平成 25 年 10 月 1 日	平成 17 年 10 月 1 日	昭和 35 年 10 月 1 日	比較増減 〔H25-H17 8 年間〕	比較増減 〔H24-S35 52 年間〕
浜田	42,828 人	46,001 人	54,491 人	▲3,173 人(▲6.9%)	▲11,663 人(▲21.4%)
金城	4,589 人	5,170 人	8,231 人	▲581 人(▲11.2%)	▲3,642 人(▲44.2%)
旭	3,102 人	3,088 人	7,051 人	14 人(+0.5%)	▲3,949 人(▲56.0%)
弥栄	1,447 人	1,694 人	5,288 人	▲247 人(▲14.6%)	▲3,841 人(▲72.6%)
三隅	6,517 人	7,574 人	14,411 人	▲1,057 人(▲14.0%)	▲7,894 人(▲54.8%)
合計	58,483 人	63,527 人	89,472 人	▲5,044 人(▲7.9%)	▲30,989 人(▲34.6%)

(2) 自然動態 (出生・死亡)、社会動態 (転入・転出)

(単位: 人)

自治区	平成 24 年度							平成 23 年度						
	自然動態			社会動態			増減 合計	自然動態			社会動態			増減 合計
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減		出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
浜田	350	489	▲139	1,681	1,846	▲165	▲304	351	575	▲224	1,497	1,677	▲180	▲404
金城	17	89	▲72	91	89	2	▲70	32	64	▲32	88	85	3	▲29
旭	32	56	▲24	86	100	▲14	▲38	34	71	▲37	112	123	▲11	▲48
弥栄	4	38	▲34	28	33	▲5	▲39	5	40	▲35	41	28	13	▲22
三隅	36	138	▲102	143	165	▲22	▲124	31	115	▲84	139	178	▲39	▲123
合計	439	810	▲371	2,029	2,233	▲204	▲575	453	865	▲412	1,877	2,091	▲214	▲626

(3) 高齢化率（65歳以上・75歳以上）

自治区	人 口			高齢化率	
	総人口	65歳以上	75歳以上	65歳以上	75歳以上
浜 田	42,828 人	13,144 人	7,229 人	30.7%	16.9%
金 城	4,589 人	1,602 人	972 人	34.9%	21.2%
旭	3,102 人	1,207 人	809 人	38.9%	26.1%
弥 栄	1,447 人	642 人	426 人	44.4%	29.4%
三 隅	6,517 人	2,515 人	1,493 人	38.6%	22.9%
合 計	58,483 人	19,110 人	10,929 人	32.7%	18.7%

（※平成 25 年 10 月 1 日現在、住民基本台帳より）

(4) 未婚率（昭和 50 年と平成 22 年の比較）

年齢区分	男 性			女 性		
	昭和 50 年 ①	平成 22 年 ②	増 減 (②-①)	昭和 50 年 ①	平成 22 年 ②	増 減 (②-①)
20～24 歳	84.9%	87.6%	2.7%	64.8%	84.1%	19.3%
25～29 歳	44.9%	61.7%	16.8%	17.7%	47.2%	29.5%
30～34 歳	10.7%	45.0%	34.3%	4.9%	27.2%	22.3%
35～39 歳	4.9%	35.5%	30.6%	4.2%	19.2%	15.0%
40～44 歳	4.0%	29.4%	25.4%	3.4%	13.1%	9.7%
45～49 歳	3.0%	25.0%	22.0%	3.4%	8.2%	4.8%
50～54 歳	1.6%	20.0%	18.4%	2.1%	6.0%	3.9%
55～59 歳	1.5%	17.0%	15.5%	2.0%	4.6%	2.6%

（※国勢調査より）

6 地域振興基金を活用した自治区事業

(平成 17～24 年度)

1 地域振興基金充当額

(単位：千円)

年度	地域振興基金 充当額 ※1					
	合計	浜田自治区	金城自治区	旭自治区	弥栄自治区	三隅自治区
17	222,920	0	25,489	167,175	30,256	0
18	227,840	6,609	98,637	28,442	43,775	50,377
19	231,104	16,180	59,359	10,565	90,803	54,197
20	438,026	2,061	21,310	30,026	105,746	278,883
21	252,641	2,136	19,209	46,563	118,303	66,430
22	326,247	8,499	55,384	61,878	72,203	128,283
23	462,779	4,800	8,563	41,248	246,916	161,252
24	623,122	9,445	48,573	209,950	141,135	214,019
合計	2,784,679	49,730	336,524	595,847	849,137	953,441

※1 「地域振興基金充当額」には、地方債繰上償還の財源とする「長期繰替運用(30億円)」や市全体の財源不足に対処するための拠出分である「財源対策」の金額は、含まない。

2 特徴的な自治区事業（抜粋）

(1) 浜田自治区

事業名	事業内容	事業年度	事業費	基金充当額	区分
奨学金事業	経済的理由により修学が困難な生徒を対象とした援助	18～22	23,943千円	15,827千円	ソフト事業

(2) 金城自治区

事業名	事業内容	事業年度	事業費	基金充当額	区分
中山間地域コミュニティ再生事業	「地区まちづくり推進委員会」での地域振興計画策定支援や運営費助成	20～22	19,390千円	6,325千円	ソフト事業
(仮称)縁の里地域振興施設整備事業	施設整備費	22	47,920千円	5,920千円	ハード事業

(3) 旭自治区

事業名	事業内容	事業年度	事業費	基金充当額	区分
市木地区まちづくり支援事業	市木地区のまちづくり支援事業に対する補助	18～22	6,651千円	6,650千円	ソフト事業
移動販売支援事業	移動販売車購入に対する助成	22	1,670千円	1,670千円	ハード事業

(4) 弥栄自治区

事業名	事業内容	事業年度	事業費	基金充当額	区分
弥栄自治区地域自治機能活性化支援事業	自治会での地域活性化計画策定支援	19～22	35,634千円	35,633千円	ソフト事業
弥栄会館施設改修事業	設備改修設計委託料・工事費	21	17,058千円	17,007千円	ハード事業

(5) 三隅自治区

事業名	事業内容	事業年度	事業費	基金充当額	区分
コミュニティ助成事業	コミュニティ活動や施設整備費の助成	18～22	183,689千円	68,240千円	ソフト事業
ウイルス性肝炎進行防止対策事業	肝炎治療医療費助成(国・県に先駆けて実施)	19～24	73,903千円	20,033千円	ソフト事業

7 投資的経費配分枠(自治区枠)による自治区事業

(平成 17～24 年度)

1 事業費

(単位：千円)

年度	事業費	自治区別				
		浜田自治区	金城自治区	旭自治区	弥栄自治区	三隅自治区
17	4,120,200	1,148,000	684,184	1,103,131	455,398	729,487
18	5,656,458	2,819,309	808,787	818,572	357,792	851,998
19	5,128,882	2,947,569	811,137	284,316	309,441	776,419
20	3,000,786	1,160,475	487,304	401,191	126,522	825,294
21	3,490,082	1,125,076	553,884	577,918	276,539	956,665
22	3,846,911	2,037,810	511,932	339,204	251,602	706,363
23	3,800,258	1,499,157	475,112	564,767	454,720	806,502
24	3,715,995	744,716	516,956	554,524	648,613	1,251,186
合計	32,759,572	13,482,112	4,849,296	4,643,623	2,880,627	6,903,914

2 特徴的な自治区事業(抜粋)

(1) 浜田自治区

事業名	事業年度	事業費	区分
学校給食センター移転改築事業	17～18	1,018,868千円	ハード事業
浜田駅北地区整備事業	17～21	3,600,465千円	ハード事業
長浜小学校改築事業	22～23	1,965,280千円	ハード事業

(2) 金城自治区

事業名	事業年度	事業費	区分
リフレパークきんたの里整備事業	20	104,154千円	ハード事業
中山間地域総合整備事業	21～23	114,853千円	ハード事業
湯屋団地住宅建設事業	22	70,162千円	ハード事業

(3) 旭自治区

事業名	事業年度	事業費	区分
移動通信用鉄塔整備事業	19～23	140,828千円	ハード事業
地域交流プラザ整備事業	20～21	88,963千円	ハード事業
棚田等農地保全整備事業	20～23	75,990千円	ハード事業

(4) 弥栄自治区

事業名	事業年度	事業費	区分
私立保育所施設整備補助事業	19	95,000千円	ハード事業
フットサルやさか競技場駐車場整備事業	20～21	13,855千円	ハード事業
ふるさと体験村改修事業	20～23	112,685千円	ハード事業

(5) 三隅自治区

事業名	事業年度	事業費	区分
三隅小放課後児童クラブ施設建設事業	18	29,541千円	ハード事業
ふるさと交流館整備事業	18～20	437,814千円	ハード事業
石正美術館整備事業	20～21	218,769千円	ハード事業

8 自治区制度の再検証について

1 自治区制度の再検証（平成 25 年～）

平成 25 年 10 月をもって市町村合併から 8 周年を迎えたことから、自治区制度の次期制度のあり方について検討する基礎資料とするため、再検証を行っています。

平成 25 年度の自治区制度の再検証（第一次調査）では、「市民アンケート」や「団体ヒアリング」を中心に取り組み、「自治区制度の再検証報告書（第一次調査結果）」にまとめました。

平成 26 年度は、本年 6 月下旬から 8 月にかけて「(仮称) 自治区制度公聴会」を開催し、多くの市民の皆さんのご意見をいただきながら、平成 27 年 3 月頃には次期「自治区制度」の方針決定ができるよう取り組んでいます。

2 平成 21 年の検証（概要） （※「浜田那賀方式自治区制度の検証について」を要約）

(1) 検証の趣旨 自治区制度を住民にとってより良いものとするを目的とし、市町村合併から 4 年目を迎えた平成 21 年に実施しました。

(2) 検証期間 平成 21 年 2 月～平成 21 年 7 月

(3) 検証項目

自治区制度の 基本 4 項目	① 自治区長
	② 地域協議会
	③ 本庁・支所体制
	④ 予算（地域振興基金、投資的経費配分枠）

(4) 検証方法

ア 意見聴取

手 法	対 象
① 団体ヒアリング	地域協議会、社会福祉協議会、いわみ中央農協、浜田商工会議所、石央商工会
② 座談会	※各団体から出席者を募って実施した。
浜田自治区	NPO らんぐ・ざーむ、NPO ほっと・すぺーす 21、NPO ほとぼっぼ、NPO おやこ劇場、水産物ブランド化戦略会議、浜田市ツーリズム協議会、浜田市公民館連絡協議会浜田自治区会、浜田のまちの縁側、浜田市浜田体育協会、浜田市 PTA 連合会
金城自治区	縁の里づくり委員会、金城町連合自治会、浜田市公民館連絡協議会金城自治区会
旭自治区	まちづくり町民会議、地域婦人会、高齢者クラブ、旭自治区公民館長
弥栄自治区	香花茶屋、食生活改善推進協議会弥栄支部、音響会、やうね座、(有) やさか共同農場、(農事)西の郷、畜産業・野菜生産業・施設野菜業従事者
三隅自治区	まちづくり推進委員会、自治会代表者、浜田市公民館連絡協議会三隅自治区会
③ 職員アンケート	本庁・支所双方の勤務経験者、支所の課長・係長職、合併協議会事務局在籍者

イ 検証作業・体制

意見聴取の内容をもとに、各部・支所から選出された課長級職員で構成するプロジェクトチームにより検証作業を進め、部長会議で検証結果を整理し、政策企画会議において決定しました。

(5) 検証結果（主な意見等）

① 自治区長について

- ・自治区出身者を自治区長としているため、住民に信頼感や安心感を与えるとともに、自治区の諸課題に迅速かつ親身に対応できている。
- ・自治区長と支所長の役割がわかりにくいという意見があったが、特別職である自治区長と一般職である支所長とは、役割は明確に異なる。
- ・処遇や権限については、今後、住民に対して制度の内容を十分に説明していく中で、認識を深める必要がある。

② 地域協議会について

- ・住民の声が行政施策に反映できる役割を持つ、自治区制度の根幹をなす組織である。
- ・11月が改選時期となっているため、委員の選出に無理が生じない時期にするなど工夫が必要である。
- ・委員の人数は、人口規模等を考慮した柔軟な対応が必要である。
- ・報告事項が多く協議事項が少ないという意見があった。会議の運営方法の改善が必要である。
- ・地域協議会の役割や協議内容等を広く住民に周知し、地域協議会の一層の活性化が必要である。

③ 本庁・支所体制について

- ・支所の設置により、きめ細やかな行政サービスを提供でき、住民の声が本庁に届きやすくなっている。
- ・職員の減少により、今後も迅速かつ適切な住民サービスが維持できるかといった懸念がある。
- ・本庁と支所間における、協議や決裁に時間を要している。迅速な事務処理方法などを模索する中で、解決していくべき課題である。
- ・地域住民に対し、合併前と変わらない効果的な住民サービスが提供できるよう、本庁・支所体制の充実につなげる必要がある。

④ 予算（地域振興基金、投資的経費配分枠）について

- ・投資的経費配分枠は、当面10年間は維持すべきもの。それ以降の対応は、検討が必要である。
- ・地域振興基金は、自治区の固有財産として、引き続いて個性あるまちづくりに使われるべき。
- ・地域振興基金の使途については、住民の理解を得るためにも、引き続き情報公開に努める必要がある。
- ・地域振興基金等の活用により、自治区制度の発展につなげる必要がある。

⑤ 総括

- ・自治区長や総合支所の設置により住民に安心感をもたらしている。
- ・地域協議会の活動や地域振興基金等の活用が地域活性化を推進するなど、自治区制度が果たしてきた役割を評価することができた。
- ・今後は、自治区制度が住民にとってより良いものとなるよう、制度の運営に努める。

3 再検証の実施概要（第一次調査の実施状況）

（※ 詳細は「自治区制度の再検証報告書（第一次調査結果）」を参照）

	今回 (平成 25 年)	前回 (平成 21 年 2 月～8 月)
1 趣旨	合併 8 年目を迎え、 <u>平成 28 年度以降の自治区制度の検討に向けた基礎資料とするため</u> に再検証を行う。	合併 4 年目を迎え、自治区制度を更により良い制度とするために検証を行う（制度の根幹は見直さない）。
2 検証項目	① 自治区長について ② 地域協議会について ③ 本庁・支所体制について ④ 予算（地域振興基金、投資的経費枠）について ⑤ 自治区事業について	① 自治区長について ② 地域協議会について ③ 本庁・支所体制について ④ 予算（地域振興基金、投資的経費枠）について
3 検証方法	① <u>市民アンケート</u> ② 基礎データ収集（人口動態等） ③ 他自治体の事例調査 ④ <u>団体ヒアリング（各自治区で実施）</u> ⑤ 職員研修	① 団体ヒアリング （各自治区で実施） ② 職員アンケート
対象者	・ <u>市民</u> ・ 地域協議会 ・ 各種団体 ・ 市職員	・ 地域協議会 ・ 各種団体 ・ 市職員
4 検証体制		
庁内会議	① 政策企画会議 ② 部長会議 ③ プロジェクトチーム ④ 事務局（企画財政部市民政策課）	① 政策企画会議 ② 部長会議 ③ プロジェクトチーム ④ 事務局（総合調整室）
5 検証期間 (第一次調査)	① 庁内会議 2 月中旬～9 月 ② 検証作業 4 月～9 月	① 庁内会議 2 月 18 日～7 月 31 日 ② 団体ヒアリング等 5 月 13 日～7 月 14 日
6 検証結果 の報告 (第一次調査)	① 検証結果のまとめ 「自治区制度の再検証報告書（第一次調査結果）」 ② 公表時期 平成 25 年 10 月 ③ 公表方法 市ホームページ、市議会、 地域協議会、公民館、図書館	① 検証結果のまとめ 「浜田那賀方式自治区制度の検証について」 ② 公表時期 平成 21 年 8 月 ③ 公表方法 市ホームページ、市議会 地域協議会

9 地方自治法「地域自治区」との比較

	「浜田那賀方式自治区制度」	地方自治法「地域自治区」
1 根拠法令	浜田市自治区設置条例 (以下「自治区設置条例」という。)	地方自治法 【第202条の4～第202条の9】
2 設置期間	当面10年間 【自治区設置条例第11条】	定めなし
3 自治区長		
(1) 設置	<u>設置する(特別職:副市長)</u> 【地方自治法第161条第2項】	<u>地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもって充てる(一般職)</u> 【地方自治法第202条の4第3項】
(2) 選任	地域協議会の推薦(浜田自治区は除く)により市長が選任。 【地方自治法第162条】 【自治区設置条例第5条第1項第3号】	
(3) 議会同意	議会の同意が必要 【地方自治法第162条】	
(4) 任期	4年	
4 地域協議会		
(1) 設置	<u>附属機関として設置</u> 【地方自治法第138条の4第3項】	設置する 【地方自治法第202条の5第1項】
(2) 選任	区域内に住所を有する地域住民自治組織から推薦された者のうちから市長が選任 【自治区設置条例第6条第2項】	区域内に住所を有する者のうちから市長が選任 【地方自治法第202条の5第2～3項】
(3) 任期	2年 【自治区設置条例第7条】	4年以内の条例で定める期間 【地方自治法第202条の5第4項】
(4) 定数	15人以内 【自治区設置条例第6条第1項】	定めなし
(5) 役割・権限	市長の諮問に応じ、当該自治区の区域に係る事項について審議し、答申する。 自治区に係る施策への意見を述べる。 【自治区設置条例第5条第1、2項】	市長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長及び市の機関に意見を述べるができる。 【地方自治法第202条の7第1～3項】
(6) 報酬	日額で支給 【地方自治法第203条の2】	無給とすることができる 【地方自治法第202条の5第5項】
5 自治区の事務所	「本庁」「支所」を各自自治区に設置 【自治区設置条例第3条】	各自自治区に設置 【地方自治法第202条の4第2項】
6 自治区予算	「地域振興基金」、「投資的経費配分枠」により予算配分	定めなし
7 設置状況	浜田市のみ	<u>15自治体</u> (平成26年4月1日現在) 出雲市(島根県)、豊田市(愛知県)、宮崎市(宮崎県) 他12自治体

浜田市 地域政策部 政策企画課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 電話 (0855) 25-9200 FAX (0855) 23-1866

E-mail seisaku@city.hamada.shimane.jp 浜田市ホームページ <http://www.city.hamada.shimane.jp/>

〔浜田自治区〕	地域政策部	地域振興課	電話 (0855) 25-9201
〔金城自治区〕	金城支所	自治振興課	電話 (0855) 42-1234
〔旭自治区〕	旭支所	自治振興課	電話 (0855) 45-1433
〔弥栄自治区〕	弥栄支所	自治振興課	電話 (0855) 48-2111
〔三隅自治区〕	三隅支所	自治振興課	電話 (0855) 32-2801